
第7回江府町議会9月定例会会議録（第3日）

令和5年9月27日（水曜日）

議事日程

- 日程第1 議案第78号 江尾診療所超音波診断装置導入業務契約の締結について
- 日程第2 議案第80号 令和4年度鳥取県日野郡江府町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 議案第79号 令和4年度鳥取県日野郡江府町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 議案第81号 令和4年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について
- 日程第5 議案第82号 令和4年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）歳入歳出決算認定について
- 日程第6 議案第83号 令和4年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算認定について
- 日程第7 議案第84号 令和4年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）歳入歳出決算認定について
- 日程第8 議案第85号 令和4年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 議案第86号 令和4年度鳥取県日野郡江府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第87号 令和4年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第88号 令和4年度鳥取県日野郡江府町江尾財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第89号 令和4年度鳥取県日野郡江府町神奈川財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第90号 令和4年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第91号 令和4年度江府町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について

- 日程第15 議案第92号 令和4年度江府町下水道等事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 議案第93号 江府町手数料徴収条例の特例に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第94号 佐川地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第95号 江府町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第96号 江府町印鑑条例の一部改正について
- 日程第20 議案第97号 江府町特別医療費助成条例の一部改正について
- 日程第21 議案第98号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 日程第22 議案第99号 佐川地域交流拠点施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第100号 令和5年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第24 議案第101号 令和5年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)
- 日程第25 議案第102号 令和5年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計(施設勘定)補正予算(第2号)
- 日程第26 議案第103号 令和5年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)
- 日程第27 議案第104号 令和5年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計(サービス事業勘定)補正予算(第1号)
- 日程第28 議案第105号 令和5年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計補正予算(第1号)
- 日程第29 議案第106号 令和5年度鳥取県日野郡江府町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第30 議案第107号 令和5年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第31 議案第108号 令和5年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第32 議案第109号 令和5年度鳥取県日野郡江府町神奈川財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第33 議案第110号 令和5年度江府町簡易水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第34 議案第111号 令和5年度江府町下水道等事業会計補正予算(第1号)
- 日程第35 陳情第10号 消費税インボイス制度の実施中止を求める陳情

(追加提出議案)

- 日程第36 議案第 113号 江府町神奈川地区複合施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第37 議案第 114号 江府町消防団条例の一部改正について
- 日程第38 議案第 115号 江府町デジタルパーク構想行政情報発信システム用タブレット購入業務契約の締結について
- 日程第39 議案第 116号 江府町人権文化センター建設工事請負契約の締結について
- 日程第40 議案第 117号 令和5年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第41 議案第 118号 江府町教育委員の任命について
- 日程第42 発議第5号 地方行政調査特別委員会の設置について
- 日程第43 閉会中継続調査について(議会運営委員会)
- 日程第44 閉会中継続調査について(総務経済常任委員会)
- 日程第45 閉会中継続調査について(教育民生常任委員会)
- 日程第46 閉会中継続調査について(広報公聴常任委員会)
- 日程第47 閉会中継続調査について(地方行政調査特別委員会)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(9名)

1番 加藤周二	2番 芦立喜男	3番 森田哲也
4番 川端登志一	5番 阿部朝親	6番 三輪英男
7番 長岡邦一	8番 川端雄勇	9番 三好晋也

欠席議員(なし)

欠員(1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 松井英樹

説明のため出席した者の職氏名

町長	白石 祐 治	副町長	八 幡 徳 弘
教育長	富 田 敦 司	総務課長	生 田 志 保
住民生活課長	松 原 順 二	産業建設課長	末 次 義 晃
教育課長	谷 田 孝 之	会計管理者	藤 原 靖

午前10時00分開議

○議長（三好 晋也君） ただいまの出席議員数は9名です。

地方自治法第113条の規定による定足数に達していますので、令和5年第7回江府町議会9月定例会第3日目の会議を開きます。

開会に先立ち、傍聴の方をお願いいたします、傍聴規則に従って傍聴いただきますようお願いいたします。

なお、日程に先立ち、定例会における2日目の一般質問に対する答弁の中で、お配りしております町長が発言した箇所に対し、議員から誤解を招きかねない発言であると申し出があり、内容を確認後、記載しましたとおりの発言内容を取り消すことに了承されましたのでおはかりいたします。江府町議会会議規則第64条の規定を準用し、白石町長の発言の一部を取り消すことにご異議ありませんか。

川端議員。

○議員（8番 川端 雄勇君） このことについては、議運を開いてもう一度確認せないけんと思います。個人のあれでそれをここで訂正するとかいうことは議会のあれではないと思うんで、議運を開いてこのことについては議論をして、それで削除するなら削除するというにしないといけんと思います。

○議長（三好 晋也君） 分かりました。じゃあ、本会議終了後に議運を、終了前ですね、休憩を取って議運を開きたいと思いますのでご了解をいただきたいと思います。

それでは、議事に入ります。

本日の議案審議は、初日の提出議案であり、既に提案者の内容説明、質疑は終わっております。討論、採決の進行は、1議案ごとに処理進行いたします。

日程第1 議案第78号

○議長（三好 晋也君） 日程第1、議案第78号、江尾診療所超音波診断装置導入業務契約の締

結についてを議題とします。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第78号、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第2 議案第80号

○議長（三好 晋也君） 日程第2、議案第80号、令和4年度鳥取県日野郡江府町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

一般会計決算特別委員会から、審査報告書の説明を求めます。

一般会計決算特別委員会委員長、川端登志一君。

○江府町一般会計決算特別委員会委員長（川端登志一君） 失礼します。

報告書

1. 事件名

(1) 令和4年度鳥取県日野郡江府町一般会計歳入歳出決算認定について

2. 事件の内容 決算審査

3. 審査の報告 令和5年9月12日、第7回江府町議会9月定例会（第1日）において付託された上記決算について、令和5年9月14日、15日、19日委員会を開催して審査した。

4. 決定及びその理由 本件について認定する。

5. 少数意見の留保 なし

本委員会においては、上記のとおり認定を可とする旨決定したので報告する。

令和5年9月27日

江府町議会一般会計決算特別委員会

委員長 川端登志一

令和4年度一般会計決算特別委員会参考意見

令和4年度一般会計決算は、歳出が45億3,248万円であり、前年比で1.7%増加している。歳入は48億5,036万円で、1.0%の減少となっている。

令和4年度決算における実質公債費比率は13.9%となり、令和3年度より0.4%増加しているが、早期健全化基準とされる25.0%は下回っている。

人口減少時代における安心・安全の町づくりに向け、福祉や防災対策における投資は十分可能である。しかしながら経常収支比率は95.9%で、前年より15.0%増加しており、引き続き財政の硬直化を示している。

新庁舎につづき、佐川移住促進住宅整備事業があり、今後は、保育園新園舎建設事業が控えている。将来の大型事業を見据え、財政の健全な運営に努力されたい。

ふるさと納税が継続的に伸長しており、令和4年度の寄付額は約5億8,600万円で、伸び率は前年度比約1.22倍であり、必要経費を差し引いた約3億円が町の基金となっている。このことは、担当課をはじめ全職員、全町民と多くの江府町ファンの熱意の賜物である。今後においても従前にも増して一層真摯に本事業に取り組まされたい。

総務課

- (1) 福利厚生において、全職員を対象にストレスチェックを実施しているが回答率は75%に留まっている。今後において全職員が回答するように継続して回収方法など考慮されたい。
- (2) ふるさと納税推進事業について、新規の返礼品で「物(もの)」に加え、「事(こと)」も取り入れ、寄付者の選択肢を広げ貴重な自主財源の確保に努められたい。
- (3) 町消防団について団員報酬を増額などして、待遇改善を図っているが、引き続き、待遇を含めた環境改善をさらに進め、町民の災害に対する自衛の意識の更なる向上と啓蒙を図り、団の定員数確保に努められたい。

農業委員会

- (1) 優良農地を守り荒廃農地を出さない為、担い手や新規参入者育成などの促進が急務である。今後、各集落や地域を単位として、近未来への産業戦略と地域計画の策定に努力されたい。
- (2) 農地基本台帳システムにより、農地に関するシステムの構築を進めている。今後において、各システムの突合せ修正を行い住民に対し、よりの確な情報提供を実現されたい。

産業建設課

- (1) 令和4年度の梨(新甘泉)の栽培は、前年度につづいて収穫量は安定している。安定した収量確保には、摘果や木の剪定も重要であり技術の習熟が喫緊の課題である。また、令和9年度を目途に新たに5品種の梨栽培を開始するが、今後も着実な生育と収量増を実現し、町特産品の1つとなるよう努力されたい。
- (2) 有害鳥獣駆除事業において、侵入防止柵の設置を実施している。イノシシの被害面積や捕獲数は何れも減少傾向にあるが、シカの捕獲数は増加している。引き続き有害鳥獣対策を確実に推進されたい。
- (3) 地籍調査を開始して約20年が経過しようとしているが、その成果は令和4年度までで、16.9%にとどまっている。今後においては、組織体制を強化し完成を急がれたい。

住民生活課

- (1) マイナンバーカードの普及促進において、普及率向上に向け様々なアイデアと共に実施している。令和4年度の人口2,596名に対しての普及率は78%。取得者は令和3年度が242名、令和4年度が984名と飛躍的に普及している。今後さらに、普及率の低い若年層に対しては、特に普及啓発を強化し、100%取得を目指し普及促進に努力されたい。
- (2) 町営交通対策として、町営バス6路線及びタクシー車両4台を運行している。子どもたちの利用が少ない一方で、路線によっては、バス、タクシー共に利用者は増えている。これらの要因を探求し、今後、子どもたちも含め、町民がもっとも利用しやすいような公共交通環境に向け、その構築と改善に努力されたい。

教育委員会

- (1) 現在の子供の国保育園の立地環境や老朽化に伴い、新園舎を新築移転し良好な保育環境を確保する為の用地購入を行っている。確かな調査と計画で、江府町ならではの理念とともにすみやかに新園舎建設事業を進められたい。
- (2) 奥大山江府学園(ブナの森・日野川校舎)のトイレをはじめとする衛生環境改善については、保護者会からの要望もある。近年の児童生徒の生活スタイル等を十分に考慮し、早急に改修と改善に努められたい。

.....
以上であります。

○議長(三好 晋也君) ただいまの委員長報告について質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長(三好 晋也君) ないので、質疑を終結します。

日程第 2、議案第 80 号、令和 4 年度鳥取県日野郡江府町一般会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 80 号は、原案のとおり認定されました。

日程第 3 議案第 79 号 から 日程第 15 議案第 92 号

○議長（三好 晋也君） 日程第 3、議案第 79 号、令和 4 年度鳥取県日野郡江府町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてから、日程第 15、議案第 92 号、令和 4 年度江府町下水道等事業会計歳入歳出決算認定についての 13 議案を一括議題とします。

特別会計決算特別委員会から、審査報告書の説明を求めます。

特別会計決算特別委員会委員長、森田哲也君。

○江府町特別会計決算特別委員会委員長（森田 哲也君） 失礼をいたします。

報告書

1、事件名

- (1)令和 4 年度鳥取県日野郡江府町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- (2)令和 4 年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について
- (3)令和 4 年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）歳入歳出決算認定について
- (4)令和 4 年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算認定について
- (5)令和 4 年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）歳入歳出決算認定について
- (6)令和 4 年度鳥取県日野郡江府町介護老人保険施設特別会計歳入歳出決算認定について
- (7)令和 4 年度鳥取県日野郡江府町後期高齢者医療保険施設特別会計歳入歳出決算認定について
- (8)令和 4 年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計歳入歳出決算認定について

- (9)令和4年度鳥取県日野郡江府町江尾財産区特別会計歳入歳出決算認定について
(10)令和4年度鳥取県日野郡江府町神奈川財産区特別会計歳入歳出決算認定について
(11)令和4年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について
(12)令和4年度江府町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について
(13)令和4年度江府町下水道等事業会計歳入歳出決算認定について

2、事件の内容 決算審査

3、審査の報告 令和5年9月12日、第7回江府町議会9月定例会（第1日）において付託された前記13件の決算について、令和5年9月20日に委員会を開催して審査した。

4、決定及びその理由 いずれの事件についても可とする。

5、少数意見の留保 なし

本委員会においては、上記のとおり原案を可とする旨決定したので報告する。

令和5年9月27日

江府町議会特別会計決算特別委員会

委員長 森田哲也

江府町議会議長 三好晋也 様

.....
——おはぐりいただきまして

.....
特別会計決算特別委員会参考意見

・住宅新築資金等貸付事業特別会計

滞納者は4名で、昨年度の滞納金370万円に対して365万円とわずかながら減少した。少額ながら減少したことは関係者の努力の結果である。引続き徴収事務に務められたい。

.....
——ここで申し訳ありませんが、1ページ前にお帰りいただきまして、江府町議会特別会計予算としておりますが、決算特別委員会にご訂正をお願いしたいと思います。

それでは、引き続き、参考意見を申し上げます。

.....
・国民健康保険特別会計（事業勘定）

国民健康保険料が10年掛けて県で統一の方向になるようだが、今後、どのように推移するのか判明した時点で町民に周知を図られたい。また、健康診断の充実等により医療費抑制対策をさ

らに進められたい。

- ・国民健康保険特別会計（施設勘定）

旧俣野小学校を利用した診療所の多目的トイレを一部改修しているが、その他のトイレは使用禁止等、不備な状態のままである。改修を進め住民や医師が、満足できる施設になるよう重ねて努力されたい。

- ・介護保険事業特別会計（保険事業勘定）

介護認定を受けるまでに訪問調査員による介護認定調査を行い、介護認定審査会に認定情報を送っているようだが、訪問調査員が調査するまでのシステムが解りにくい。住民等からの情報が訪問調査員に届くようにPRに努めてほしい。

- ・索道事業会計

奥大山スキー場は現状のままでは、環境省から指摘がある可能性も予想される。今後、新しい事業等考えていくことが必要と思われる。町としての方針を考察されたい。また、奥大山自然塾が開校して、想定以上の方々が地球誕生46億年の歴史を学習している。参加される方々の体力や健康状態等も考慮した運営にも努められたい。

- ・簡易水道事業会計

現在、漏水等のため有収水率が68.1%となっている。昨年度は65.0%であり、3.1%向上した。しかし、まだ不十分であり、今後、老朽化した配管の取り替えや漏水箇所の修繕等を実施し、有収水率80.0%を目指すよう努力されたい。

- ・下水道等事業会計

令和5年3月末現在、接続率は92.26%であり、まだ接続されていない集落もある。合併浄化槽の設置も含め接続率を上げるため一層の努力をされたい。

以上でございます。

○議長（三好 晋也君） ただいまの委員長報告について質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論、採決の進行は、1議案ごとに処理進行いたします。

日程第3、議案第79号、令和4年度鳥取県日野郡江府町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第79号は、原案のとおり認定されました。

日程第4、議案第81号、令和4年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）
歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第81号は、原案のとおり認定されました。

日程第5、議案第82号、令和4年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）
歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第82号は、原案のとおり認定されました。

日程第6、議案第83号、令和4年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）
歳入歳出決算認定について。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 8 3 号は、原案のとおり認定されました。

日程第 7、議案第 8 4 号、令和 4 年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）歳入歳出決算認定について。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 8 4 号は、原案のとおり認定されました。

日程第 8、議案第 8 5 号、令和 4 年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 8 5 号は、原案のとおり認定されました。

日程第 9、議案第 8 6 号、令和 4 年度鳥取県日野郡江府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 8 6 号は、原案のとおり認定されました。

日程第 1 0、議案第 8 7 号、令和 4 年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 8 7 号は、原案のとおり認定されました。

日程第 1 1、議案第 8 8 号、令和 4 年度鳥取県日野郡江府町江尾財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 8 8 号は、原案のとおり認定されました。

日程第 1 2、議案第 8 9 号、令和 4 年度鳥取県日野郡江府町神奈川財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 89 号は、原案のとおり認定されました。

日程第 13、議案第 90 号、令和 4 年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 90 号は、原案のとおり認定されました。

日程第 14、議案第 91 号、令和 4 年度江府町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 91 号は、原案のとおり認定されました。

日程第 15、議案第 92 号、令和 4 年度江府町下水道等事業会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第92号は、原案のとおり認定されました。

日程第16 議案第93号 から 日程第20 議案第97号

○議長（三好 晋也君） 日程第16、議案第93号、江府町手数料徴収条例の特例に関する条例の制定についてから、日程第20、議案第97号、江府町特別医療費助成条例の一部改正についての以上5議案を一括議題といたします。

討論、採決の進行は、1議案ごとに処理進行します。

日程第16、議案第93号、江府町手数料徴収条例の特例に関する条例の制定について。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第93号、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第17、議案第94号、佐川地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第94号、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第18、議案第95号、江府町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第95号、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第19、議案第96号、江府町印鑑条例の一部改正について。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第96号、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第20、議案第97号、江府町特別医療費助成条例の一部改正について。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第97号、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第21 議案第98号

○議長（三好 晋也君） 日程第21、議案第98号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてを議題といたします。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第98号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第22 議案第99号

○議長（三好 晋也君） 日程第22、議案第99号、佐川地域交流拠点施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、除斥の対象になりますので、地方自治法第117条の規定によって、川端雄勇君の退場を求めます。

ここで、暫時休憩いたします。

（川端雄勇議員退場）

午前10時32分休憩

午前10時32分再開

○議長（三好 晋也君） 再開します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第99号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時32分休憩

（川端雄勇議員着席）

午前10時33分再開

日程第23 議案第100号 から 日程第34 議案第111号

○議長（三好 晋也君） 再開します。

日程第23、議案第100号、令和5年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第7号）から、日程第34、議案第111号、令和5年度江府町下水道等事業会計補正予算（第1号）まで、以上12議案を一括議題とします。

日程第23、議案第100号、令和5年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第7号）の討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第100号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

続いて、日程第24、議案第101号、令和5年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）の討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第101号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第25、議案第102号、令和5年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第2号）の討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第102号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第26、議案第103号、令和5年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）の討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第103号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第27、議案第104号、令和5年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）補正予算（第1号）の討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第104号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第28、議案第105号、令和5年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）の討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第105号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第29、議案第106号、令和5年度鳥取県日野郡江府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第106号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第30、議案第107号、令和5年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計補正予算（第2号）の討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第107号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第31、議案第108号、令和5年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計補正予算（第1号）の討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第108号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第32、議案第109号、令和5年度鳥取県日野郡江府町神奈川財産区特別会計補正予算

(第1号)の討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長(三好 晋也君) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第109号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三好 晋也君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第33、議案第110号、令和5年度江府町簡易水道事業会計補正予算(第1号)の討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長(三好 晋也君) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第110号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三好 晋也君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第34、議案第111号、令和5年度江府町下水道等事業会計補正予算(第1号)の討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長(三好 晋也君) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第111号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三好 晋也君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第35 陳情第10号

○議長(三好 晋也君) 日程第35、陳情第10号、消費税インボイス制度の実施中止を求める陳情を議題といたします。

陳情書等の審査を付託した委員会の審査結果の報告を求めます。

総務経済常任委員会委員長、川端登志一君。

○総務経済常任委員会委員長（川端登志一君）

.....

陳情書等の審査報告

審査の結果

1、不採択とすべきもの

(1) 件名 (陳情第10号)

消費税インボイス制度の実施中止を求める陳情

(2) 理由 本件については、同様の陳情に対して、令和5年6月16日の定例会中、当委員会は、陳情書の審査報告において、陳情第7号インボイス制度の延期・見直しについての陳情に対し、大方の国民の理解を得るまでの一定期間との条件を付して趣旨採択としている。今定例会における陳情案件では、さらに制度の実施中止を求めるものであるが、本件陳情書中に述べているように、登録が必要となる業者の66.3%、すなわち7割弱のものが理解していることとなっている。したがって当委員会は、この制度の理解進捗は進行しつつありと判じ、消費税インボイス制度の実施中止を求める陳情に対しては、不採択が相当と結論した。よって本件は、不採択とする。

本委員会においては、上記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告する。

令和5年9月27日

総務経済常任委員会委員長 川端登志一

江府町議会議長 三好晋也 様

.....

以上であります。

○議長（三好 晋也君） 陳情第10号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

ただいま委員長報告のとおり、不採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。

よって委員長報告のとおり決しました。

日程第 3 6 議案第 1 1 3 号 から 日程第 3 7 議案第 1 1 4 号

○議長（三好 晋也君） これより、追加提出議案です。

日程第 3 6、議案第 1 1 3 号、江府町神奈川地区複合施設の設置及び管理に関する条例の制定についてから、日程第 3 7、議案第 1 1 4 号、江府町消防団条例の一部改正について以上、2 議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第 1 1 3 号でございます。江府町神奈川地区複合施設設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

本案は、現在整備を進めております、江府町神奈川地区複合施設について、その設置及び管理に関する条例を新たに制定するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を得たく提案するものでございます。

続きまして、議案第 1 1 4 号でございます。江府町消防団条例の一部改正についてでございます。本案は、江府町消防団条例の一部を改正するため地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を得たく提案いたすものでございます。以上、2 議案の詳細につきましては、担当から説明させますので、お聴き取りの上、ご審議ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 末次産業建設課長。

○産業建設課長（末次 義晃君） 失礼いたします。議案第 1 1 3 号のご説明をさせていただければと思います。議案綴りのほう、ご覧いただければと思います。1 ページをおはぐりいただきまして、江府町神奈川地区複合施設設置及び管理に関する条例のご説明をさせていただきます。施設概要につきましては、先程の全協の場において説明をさせていただいたところでございます。まず、第 1 条でございます、目的の部分でございますが、江府町神奈川地区における地域のコミュニティと交流の活性化、教育と文化の振興、また江府町内の産業の発展のため、この施設を設

置するとしております。第2条、設置でございます。場所につきましては、江府町大字武庫450番地の1でございます。管理について、第3条に定めておりますが、町長が行うとしております。第4条、使用者の範囲でございます。施設の内、企業向け賃貸オフィスにつきましては、次のとおりとすることで、2つの項目を設けております。(1)としまして、人口減少問題、子供・子育て支援、高齢者支援など江府町内の諸課題解決に向けて取り組む企業。それから(2)としまして、町税等滞納が無い企業というふうにさせていただいております。第5条では、使用の許可でございます。続きまして、第6条で使用許可の取り消し等ということで4項目括弧で示させていただいているところでございます。1枚おはぐりいただきまして、第7条、使用料金でございます。必要に応じて減免を町長が別に定めるとしてしております。第8条については、使用料の還付、第9条では施設の利用ということでございます。賃貸オフィス以外の部分については基本的に住民の皆様積極的にご利用いただければというふうに思いますが、貸し切り利用される場合については、事前に町長に申請をしなければならないというふうにさせておるところでございます。第10条では、損害賠償。11条では施設の使用制限ということを設けております。それから最後第12条でございますけども、詳細につきましては、別に町長が定めるとさせていただいております。いずれにいたしましても、町内で初めての施設でございます。町民の皆様にも有効活用いただけるように工夫してまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長(三好 晋也君) 以上ですか。

生田総務課長。

○総務課長(生田 志保君) 議案第114号、江府町消防団条例の一部改正についてについてを
ご説明させていただきます。議案綴りをご覧くださいと思います。1枚おはぐりください。
まず、条例改正の目的でございます。ライフスタイルの多様化によりまして、団員の居住形態が
変化しております中で、条例が実態と乖離しているため、これを解消することこれがまず1点目
です。それと公務員の定年延長にならしまして年齢要件を改正する。これが2点目となります。
9月8日の消防委員会でご協議をいただき提案いたすものでございます。新旧対照表です、まず、
右側改正前です、第4条、本町に居住する年齢満18歳以上満60歳までの者を、左側の改正後、
本町に居住又は勤務する年齢満18歳以上、満65歳までの者にします。併せて、改正前の思想
堅固、身体強健という言葉を削除いたします。以下、第5条、第11条の下線部、居住地とある
ものを居住地又は勤務地とするというふうに改正するものです。附則として施行日は公布の日と
いたします。議案第114号の説明は以上でございます。

○議長（三好 晋也君） 質疑、討論、採決の進行は、1 議案ごとに処理進行いたします。

日程第 3 6、議案第 1 1 3 号、江府町神奈川地区複合施設の設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 1 1 3 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 3 7、議案第 1 1 4 号、江府町消防団条例の一部改正について。

質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 1 1 4 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 3 8 議案第 1 1 5 号 から 日程第 3 9 議案第 1 1 6 号

○議長（三好 晋也君） 日程第 3 8、議案第 1 1 5 号、江府町デジタルパーク構想行政情報発信システム用タブレット購入業務契約の締結についてから、日程第 3 9、議案第 1 1 6 号、江府町人権文化センター建設工事請負契約の締結について、以上、2 議案を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第115号でございます。江府町デジタルパーク構想行政情報発信システム用タブレット購入業務契約の締結についてでございます。本案は、行政情報発信システム用タブレットを購入するため、株式会社デンソーと契約の締結をいたすものでございます。

地方自治法第96条第1項第8号及び江府町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を得たく提案いたすものでございます。

続きまして、議案第116号でございます。江府町人権文化センター建設工事請負契約の締結についてでございます。本案は、江府町人権文化センター建設工事請負契約を締結するため、株式会社津田建築と契約の締結をいたすものでございます。地方自治法第96条第1項第5号及び江府町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を得たく提案いたすものでございます。以上、2議案の詳細につきましては、担当より説明させますので、お聴き取りの上、ご審議ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 生田総務課長。

○総務課長（生田 志保君） 議案第115号についてご説明申し上げます。議案書の2ページ目をご覧ください。契約の目的、江府町デジタルパーク構想行政情報発信システム用タブレット購入業務。2、契約の方法、随意契約。3、契約の金額、一金1,457万5,000円。内、消費税及び地方消費税132万5,000円。4、契約の相手方、愛知県刈谷市昭和町1丁目1番地、株式会社デンソー、代表取締役社長林新之助。以上でございます。

○議長（三好 晋也君） 続いて、谷田課長。

○教育課長（谷田 孝之君） 議案第116号、江府町人権文化センター建設工事請負契約の締結について説明させていただきます。議案綴りの2ページ目をお願いいたします。契約の目的、江府町人権文化センター建設工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約の金額、一金1億2,320万円。内、消費税及び地方消費税が1,120万円であります。契約の相手方は、鳥取県米子市安倍597番地3、株式会社津田建築 代表取締役津田雅司さんです。以上です。

○議長（三好 晋也君） 日程第38、議案第115号、江府町デジタルパーク構想行政情報発信システム用タブレット購入業務契約の締結についての質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第115号、本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第39、議案第116号、江府町人権文化センター建設工事請負契約の締結について。

質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第116号、本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第40 議案第117号

○議長（三好 晋也君） 日程第40、議案第117号、令和5年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第117号でございます。令和5年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第8号）でございます。

本案は、既定の予算総額5億889万2,000円の範囲内で歳出予算の組み替えをいたすものでございます。地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。なお、議案の詳細につきましては、担当から説明させていただきますので、お聴き

取りの上、ご審議、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 生田総務課長。

○総務課長（生田 志保君） 失礼します、議案第117号、一般会計補正予算（第8号）についてご説明いたします。議案綴りをご覧になっていただきたいと思います。本案は、8月7日の第5回臨時会におきまして、予算をご承認いただき購入いたしました、江尾駅前の物件、旧吉川様宅の解体に係る経費をお願いするものでございます。現在、その臨時であります旧江尾生活センター、建物を解体するための設計業務を行っておりますが、臨時でございますので、これと同時に行うことで経費の節減が見込めるため現契約を変更するものでございます。歳出について5ページをご覧ください。総務費、総務管理費218万6,000円。こちらが解体設計委託料の追加分になります。予備費218万6,000円を減額してこれに充当するものでございます。議案第117号、一般会計補正予算第8号の説明は以上です。

○議長（三好 晋也君） 議案第117号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第117号、本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程第41 議案第118号

○議長（三好 晋也君） 日程第41、議案第118号、江府町教育委員の任命についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第118号でございます。江府町教育委員の任命についてでございます。江府町教育委員、賀本幹穂君は、令和5年9月30日で任期満了となりますので、地方教

育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、次の者を後任の委員に任命したいので議会の同意を求めます。住所、江府町大字江尾。氏名、賀本幹穂。なお、任期は令和5年10月1日から4年間です。ご審議の上ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 議案第118号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、起立によって行います。

議案第118号、本案は、原案のとおり同意することに賛成の方のご起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（三好 晋也君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第42 発議第5号

○議長（三好 晋也君） 日程第42、発議第5号、地方行政調査特別委員会の設置についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

5番、阿部朝親君。

○議員（5番 阿部 朝親君）

.....
発議第5号

令和5年9月27日

江府町議会議長 三好 晋也 様

提出者 江府町議会議員 阿部 朝親

賛成者 江府町議会議員 川端登志一

賛成者 江府町議会議員 森田 哲也

地方行政調査特別委員会の設置について

江府町議会委員会条例第5条の規定により、地方行政調査特別委員会を設置して閉会中に次の調査を行うものとする。

記

1. 特別委員会の構成 9名
2. 調査事件 (1) 園舎及び保育(ふじおかメソッド)について (2) 子育て支援制度について
3. 調査地 (1) 栃木県栃木市藤岡町 (2) 栃木県宇都宮市
4. 調査期間 令和5年11月13日から14日まで
5. 経費予算の範囲内

提出の理由

1. 園舎の状況並びに保育(ふじおかメソッド)状況を考察のため
2. 子育て支援状況を考察のため

.....

以上でございます。

○議長(三好 晋也君) 発議第5号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長(三好 晋也君) ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長(三好 晋也君) 討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第5号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三好 晋也君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

.....

日程第43 閉会中継続調査について(議会運営委員会)から

日程第47 閉会中継続調査について(地方行政調査特別委員会)

○議長(三好 晋也君) 続きます、日程第43、閉会中継続調査について(議会運営委員会)か

ら、日程第47、閉会中継続調査について（地方行政調査特別委員会）まで計5件を一括議題とします。

議会運営委員会、総務経済常任委員会、教育民生常任委員会、広報公聴常任委員会、地方行政調査特別委員会の各委員長から会議規則第75条の規定により閉会中継続調査の申出書が議長の手元に届いております。

お諮りします。各委員長の申出書のとおり、閉会中継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査とすることに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時02分休憩

午前11時23分再開

○議長（三好 晋也君） 再開いたします。

本議会冒頭におきまして、2日目の一般質問に対する答弁の中でお配りした町長の発言に対して、議員から誤解を招きかねない発言であるということで発言内容を取り消すことを求めておられましたが、先程、議会運営委員会が開かれましていろいろ精査した結果、その部分の発言を議事録から削除するというので答申をいただきましたので、お諮りしたいと思います。

よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） そういうふうに処理をさせていただきますので、よろしく願います。

お諮りいたします。

本定例会の会議に付託された事件は全て議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により閉会いたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会は、これをもって閉会することに決定いたしました。

以上をもって、令和5年第7回江府町議会9月定例会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

午前11時25分閉会
